

私たち大阪府立高校三〇人学級をすすめる会は、橋下徹前知事が代表を務める大阪維新の会が九月府議会に提出した教育基本条例案の即時撤回をもとめます。

平素よりみなさまには府立高校三〇人学級をすすめる会の活動にご支援とご協力をいただき深く感謝いたしております。

先日、ある公立幼稚園の保護者会長にお話を聞くことができました。どのような思いでたくさんの署名をあつめて下さっているのかをお尋ねすると、「少人数学級は先生がいていねいに子どもに向き合って教えて下さるには必要です。それ以上に他人とのコミュニケーションをとるのが苦手な子どもが増えている中、大人数の学級で先生の目も行き届かないようでは心配です」というお話でした。三〇人学級をすすめる運動にあらためて確信が持てました。

ところが、先日大阪府議会に『教育基本条例案』が大阪維新の会から提出されました。その内容を見てたいへん驚きました。

まず、基本理念で、六項目の具体的教育理念のすべてに「人材を育てる」との表現が使われていることです。教育基本法の最初に教育の目的として人格の完成をめざすとあるように、教育は人間を豊かに育てるものです。子どもは企業や国に都合のよい材料ではありません。

そして、次にあげる二つの点が特に問題です。一つ目は、府立高校の通学区域は府内全域とし（四三条）、三年連続で入学定員を入学者が下回り、今後とも改善の見込みがないと判断する場合は、他の学校と統廃合しなければならぬ（四四条）という項目です。競争がますます激しくなり、近くに通える高校がないために、進学をあきらめる子どもを増やすことにつながります。すべての希望する子どもに高校教育をと運動してきた私たちには見過ごせない項目です。二つ目は、府教育委員会は府内の小中学校の学力テストの結果を学校別、市町村別で公開しなければならぬ（七条）としていくことです。これはますます子どもを競争へと駆り立て、不要なストレスを子どもに与えます。少人数学級で丁寧にも子どもに教えてほしいと願う保護者の思いとは正反対のものです。そして三つ目は、保護者は教育委員会や学校、教職員に「社会通念上不当な態様」で要求等をしてはならない（一〇条）という項目です。何をもちて不当な態様と判断するのでしょうか。運用しただけでは、保護者が持っている子どもの教育をよくしてほしいと要求する「教育権」をも奪うものです。そればかりか、保護者や家庭の在り方にまで介入しています。そして、教員等の処分や懲戒について、常識を逸脱した七三項目もの規定を明記して、これでは教員も保護者もものが言えません。このようなことで、子どもたちは生き生きと学ぶことができるのでしょうか。

この条例案は、他にも多岐にわたってこと細かく定めています。が、どれひとつとして納得できるものはありませんし、私たちがずっと求め続け積み上げてきた運動の成果を根底から覆すものです。

よって私たちは教育基本条例案に断固反対し、撤回をもとめます。

大阪維新の会の教育基本条例案に対して、府立高校三〇人学級をすすめる会の歴代会長より、声明を出しました。

二〇二一年十一月十二日

富 樫 南 湖  
新 保 鈴 代  
峰 村 陽 子  
小橋川 茂 子